

令和２年度第２回尼崎市子ども・子育て審議会 議事録

開催日時	令和３年３月１８日（木） 午後６時３０分～午後８時１６分
開催場所	尼崎市立小田南生涯学習プラザ ホール
出席委員	伊藤委員、猪田委員、瀧川会長、西川副会長、大和委員、梅本委員、杉本委員、濱名委員、藤原委員、古田委員、山本委員、和田委員、堀川委員、山田委員、堂園委員、藤井委員、杉山委員、須田委員、平之内委員
議題	（１）子ども・子育てに係る令和３年度尼崎市主要事業について【報告事項】 （２）保育施設等の認可に伴う利用定員の設定について （３）その他
資料	・資料１ 令和３年度主要事業（子ども・子育てに係る内容のみ抜粋） ・資料２ 令和３年４月１日設置・事業開始予定の施設等について ・資料３ 新規認可施設等の利用定員一覧 ・資料４ 令和３年４月時点の利用定員（予定）について ・資料５ 尼崎市保育施設・幼稚園等マップ ・資料６－１ 平面図等（神崎保育園） ・資料６－２ 平面図等（ゆりかごどんぐり保育園） ・資料６－３ 平面図等（アマーレ・サン保育園） ・資料６－４ 平面図等（ricco 園田保育園） ・資料６－５ 平面図等（かしの木こども園） ・資料６－６ 平面図等（塚口北虹色保育園） ・資料６－７ 平面図等（リトルワールド武庫之荘駅前保育園） ・資料６－８ 平面図等（武庫之荘えがおの保育園） ・資料６－９ 平面図等（園田にこのいえ保育園） ・資料６－１０ 平面図等（ここいろ保育園）

開会

- 配布資料の確認

１ 子ども・子育てに係る令和３年度尼崎市主要事業について【報告事項】

- 資料１に基づき、事務局から説明

委員

７ページの「子どものための権利擁護委員会運営事業」について、昨今、市立尼崎高校で起きたいじめや体罰等での隠匿が大きな問題になりましたが、そういった内容も今後はこの委員会で対応していくというイメージでよかったでしょうか。

事務局

いじめや体罰の問題は、これまでどおり学校や教育委員会に対応されることが基本となります。しかしながら、「学校では調整が困難である」「学校と保護者との間で信頼関係が崩れてしまっている」というようなケースが発生した際に、この委員会が当事者の間に入り、調整させていただくことで解決策を図っていくというようなアプローチになります。

委員

保護者が「学校は信頼できない」という場合に、委員会の方へ「調整して欲しい」と申し出る必要があるということですか。このような機関があることを知らない保護者の方もいるのではないかと思います。せつかく、このような機関を設けていただくので、うまく活用してもらえるためにどのようなことをされるのでしょうか。

事務局

基本的には、保護者もしくは子どもから相談や申し出を受けて、調整に入っていくことになりますが、この委員会が設置されることにつきましては、教育委員会や学校を通じて、リーフレットやカードを配付して、しっかり周知していくということと、例えば、子ども食堂などの子どもたちが集まってくるような場所でも周知を図り、誰もが相談できるような体制を整備していきたいと考えております。

委員

8 ページの「ユース相談支援事業」についてお尋ねさせていただきます。

15 歳から 29 歳までの方が対象となっており、いくしあでの支援の対象は 18 歳までだったと思いますが、いくしあの総合相談の窓口とこの事業の連携などはどのようになっていますか。

事務局

いくしあでは、18 歳までの子どもの相談を幅広く、「身近な相談」から「専門的な相談」まで受け付けるということでご対応させていただいておりますが、ユース相談支援事業につきましては、ひきこもり青少年を対象に専用ダイヤルで 29 歳までの方のご相談を受け付けるものになっております。

いくしあの総合相談窓口の方へ、ひきこもり青少年の相談があった場合には、いくしあ推進課へお繋ぎしてもらい対応しております。ユース相談支援事業の方からいくしあの専門相談にお繋ぎする場合がありますので、継続して連携してまいります。

委員

6 ページの「児童相談所設置準備事業」について質問させていただきます。

事業イメージの「■主な取組項目」で、いくしあと一体的な支援体制と記載されていますが、どこの児童相談所も疲弊していて大変だということが指摘されており、大変なことの一つの原因として、複数の様々な矛盾する機能を児童相談所が担っているということがあり、虐待をしている保護者への指導する機能も児童相談所が行い、子育てに困っている保護者に対する相談機能も児童相談所、不登校も児童相談所、さらには非行も児童相談所ということで、児童相談所にいろんな機能が集中していて機能不全を起こしている状況です。そのような中で、全国的にどこの児童相談所も里親支援は民間の機関とか、相談支援についても民間委託というふうに、児童相談所が持っている多様な機能を少しずつ民間委託していく方向が示されていると思うのですが、尼崎市の場合は、いくしあと児童相談所の役割分担やすみ分けをどのように進めていくのかについてお聞かせいただければと思います。

事務局

令和 3 年度に、いくしあの現場の職員の声を聞いたり、児童相談所や兵庫県と協議しながら、尼崎市独自の方向性を示していければと考えております。

尼崎市の大きな特徴としましては、いくしあを先行して設置し、職員もしっかりと配置しているという強みがあります。いくしあが、予防的な支援や家庭に復帰した子どもの支援などを担うことによって、そもそも児童相談所で抱える件数自体を減らせるのではないかと思います。いくしあと児童相談所の機能をどう分担すべきかについては、来年度中に検討していきたいと思っております。

委員

この時代、この状況の中で、新しく児童相談所を作るということは、すごいチャレンジをしていると思いますので、尼崎市の取組が全国のモデル事業になるような良いものになることを期待しております。

委員

学校でも西宮こども家庭センターにお世話になっているところもあるのですが、一旦、尼崎市を通して西宮こども家庭センターとやり取りをすることになるので、非常に歯がゆい思いをすることがあります。そのため、尼崎市独自で児童相談所を設置していただけることはありがたいと思っているのですが、一方で、資料の中に「いくしあと一体的に・効果的に」や、9ページの「要保護・要支援児童等見守り強化事業」の方でも「いくしあ連携して」ということが記載されておりますが、1年半前にいくしあが開設され、学校の方でもお世話になっており、学校で抱えている課題をいくしあと一緒に相談に乗っていただいているところは非常に心強いのですが、相談をしたところ、直ぐに相談を受けてくれなかったり、「その内容はいくしあで相談に乗れません」と言われたことがあり、期待することが大きい反面で、残念なこともあります。ですので、色々なことを縦割りにせず、いくしあと一体化ということで進めていただけることはすごく大事だと思うのですが、やはり、いくしあ自体の拡充をしていかないと、実際に機能しなくなってしまうと、すごく残念だなと思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

事務局

ご指摘のように、いくしあは令和元年10月に開所しましたが、色々な課題があることは認識しております。児童相談所の設置について検討していくあたり、資料の「主な取組項目」の中にも記載している、人材確保・人材育成の部分は最重要な課題であると考えております。建物を作っても、そこで働く職員がよく理解して、連携して対応していかなければ、結局、うまく対応できないのだと思います。それを含め、すごく経験が必要になってくるのだと思いますし、とても大変な仕事だと思いますので、そこでキッチリと対応していけるよう、人材を確保し、育成していくことに力を入れていかなければいけないと感じております。

委員

スクールソーシャルワーカーに来てもらって、家庭等との連携が必要な子どもについてのケース会議も6件の実績がありました。学校の方が実際に支援をしていただきたいケースは本当にたくさんありますので、そのあたりも充実していくように、そして、スムーズに連携していけるようになりますようよろしくお願いします。

委員

9ページの「要保護・要支援児童等見守り強化事業」のところでお尋ねします。

まず、いくしあが対象者の洗い出しと利用案内と記載されていますが、洗い出しの方法と利用案内は具体的にどのようにするのかについてお伺いしたいのと、委託事業者が支援を行っていくようなイメージに見えるのですが、その数はどれくらいあるのか、子ども食堂などをもっと拡充するのか、また、現状ではどのように利用されているのかということについて教えていただきたいです。

事務局

対象者の洗い出しについてですが、現在、こども相談支援課が「要保護児童対策地域協議会」の調整機関として、虐待を受けた子ども・虐待の恐れのある子どもを把握しているのですが、その中で、幼稚園や保育所、小学校から「食が欠けているのではないか」という相談、いわゆるネグレクトの子どもの情報をいただいております。そういった子どもたちも、普段、私達が見守っているのですが、食を届けるということは私達ではできないので、この事業を使うことで少しでも食の支援になったり、生活環境の改善につながるよう図っていきたいという思いがありますので、実際は、この対象者の洗い出しという部分は、こちらで把握している家庭に、「こういう事業を実施するので、利用してみませんか」という働きかけを、いくしあの児童ケースワーカーが直接行っていくものになります。

私達が把握していても、私達自身がまだ支援には入れていない家庭もありますので、そのような家庭には、学校や施設などの関係機関から働きかけていただき、この事業に繋げていけたらと思っています。

事務局

委託事業者につきましては、まだ選定を行ってはいませんが、担い手として子ども食堂や地域で学習支援等をされている事業所に担っていただければと思っています。

この事業につきましては、6事業所を選定させていただこうと考えております。

委員

各事業所が要保護とのリストを見て、働きかけを行っていくということでしょうか。

事務局

要保護児童対策地域協議会の中で、普段から食が欠けている子どもを確認してからのご案内になりますが、普段から食が欠けており支援が必要だという子どもがいましたら、保育園の先生からでも、児童ケースワーカーからでも、どちらから案内してもいいと考えております。

実際は、普段から在籍する施設と連携する中で、「この子どもは、少しお母さんやお父さんの子育てが行き届いていないな」、「食事を届けることで、もう少し家庭の状況を見たいな」という子どもが現れたら、こういう事業につなげていければと思っています。

委員

保育施設からの案内になってしまいますと、対象となる児童以外の保護者が聞いてしまったり、保護者同士でお話しをしたりしますので、対象者以外に知られずにスポットで案内できるのかという懸念と、対象者が在籍する事業所と違うところから働きかけをされるのであれば、その事業所に対して「対象者にこのような働きを行っています」という情報共有と連携をしていただければと感じました。

委員

5ページの「(仮称) 尼崎市保育士・保育所支援センター設置運営事業」のところで質問をさせていただきます。

民間の企業でも、保育士と保育所のマッチングをされていることが多く、その中で、このセンターはどの部分に独自性があるのかというところを教えてくださいたいと思います。あと、養成校側のことを申しますと、民間の就職支援を行う企業を学生が利用して、そこから採用されていく場合、保育施設側が企業にお金を払わないといけないことになりますので、私が勤める大学では、基本的に民間の就職支援を行う企業の利用を禁止しております。

また、求人票がサイトに掲載されているものと、大学に送られてくるものの2種類あり、その内容が違うというようなこともよくあります。こうしたマッチングに関して、民間の企業も含めて、我々の立ち位置も非常に難しく、それにトラブルもたくさん起きているような状況もありますので、まずは、こういう取組を市が実施することによる独自の部分はどのようなところか教えていただければと思います。

事務局

このセンターにつきましては、市が直営で運営するものです。委託事業で実施している市町村もごさいますが、本市では、保育所長の経験者等がコーディネートさせていただき、保育所の方や、これから保育士になろうと考えている方に対し、丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。

目的としましては、市内の保育施設に就労する保育士を増やしていくということが1点と、もう一つは、市内に在住している保育士または市内で保育施設に勤務している保育士が他の自治体や他の業種に流出しないようにすることというのが、この事業の目的でございします。

そのため、保育士養成校の皆様との関係をより一層強化していきたいと考えており、尼崎市だけでなく、阪神間や大阪府も含めて、養成校で就職支援の担当をしている部署等にもお願いをし

て、在学する学生に本市のシステムに登録してもらい、マッチングを進めていきたいと考えております。

システムへの登録に際しては、登録する内容についてメールや電話のほか、直接ヒアリングをするなど、より丁寧な対応をするということが本市の特徴でございます。あとは、養成校の皆様にご協力をいただきたいと考えておりますので、来年度にこちらから職員が各養成校に出向き、お願いに伺わせていただこうと思っております。

また、就労中や休職中の保育士への丁寧な相談支援を実施することが特徴の一つであると考えております。人間関係の問題など、色々な問題を相談支援の中で承り、その中でシステムにも登録していただくことにより、勤務条件などを含めて、マッチングできる施設を紹介させていただき、場合によっては面接などにも同行するなどの支援をしてこうと考えております。

公的機関の事業として、保育施設の関係団体の皆様とも連携しながら進めていきたいと思っております。

委員

7ページの「子どものための権利擁護委員会運営事業」について、担当課長には学校の方にも来ていただき、昨年から説明をしていただきました。いよいよ来年度から設置されるということで、色々とお願ひしていきたいと考えているのですが、その中で特にお願いしたいことがございます。

保護者は「子どもたちを保護するもの」という意識があり、学校の教員は無意識ですが、「子どもたちを指導する対象である」、言い方を変えれば「管理する対象である」という認識を持ちがちです。全然そこには悪意は無く、子どもの権利や子どもの人権というのは「尊重すべきもの」ということは皆が思っているのですが、1つの独立した人権として尊重しなければいけないということに全員が同じような認識を持っているかということ、そのあたりは疑問に思うところがございます。

そのため、学校としては「校内研修」をしっかりと実施していくということは大前提として考えているのですが、せっかくこのような機関を立ち上げていただくので、提言機能や広報・研修機能などは力を入れて実施していただけると、本当にありがたいと思いますので、よろしくお願い致します。

事務局

こういった委員会を上手く機能させていくためにベースになるのが広報・研修機能になると思います。この部分をキッチリと取り組んでいき、子どもの権利について周知していくことが大事だと思っています。

この委員会を設置するにあたり、子どもの育ち支援条例を改正しております。その中にも、「子どもの権利というのは、生まれながらに当たり前に有するものである」と「子どもを権利の主体として捉えるべきである」といった内容を改めて明確に盛り込んでおります。

やはり、体罰や虐待といった行為が起こる背景に、「子どもを指導しなければいけない」、「将来立派な大人になるために親が躾をしなければいけない」、この考え方は、決して間違いばかりではないと思うのですが、その前提に、子どもには権利があって、子どもを主体的に捉えていくという考え方が必要だと思いますので、こういった内容を、子どもはもちろんのこと、学校の先生や大人を対象に啓発活動を実施していきたいと思ひます。

委員

5ページの「(仮称) 尼崎市保育士・保育所支援センター設置運営事業」についてですが、高校生の進学先として、保育士資格が取れる大学や専門学校などの養成校の希望者が減ってきているという実態がございます。小学生のなりたい職業ナンバー1である幼稚園の先生や保育士のイメージがどんどん悪くなっており、その原因の一つは、保育士の待遇が非常に悪く、就職したとしても、給料は少なく、過酷な労働で大変であるというイメージが先行してしまっています。現実的には、処遇改善により一般企業並みに処遇が良くなっております。ところが、高校の進路指導担当の先生が、幼稚園の先生や保育士を希望する生徒に対し、「あなたは優秀だから、他の学部に行きなさい」というような進路指導がなされている実態があると聞いております。

そう考えると、養成校の前に高校の進路指導の仕方を抑えておくということがとても大切だと思っております。兵庫県の保育士協会などで、兵庫県の養成校に進学し、さらに兵庫県の保育施設に5年間働いたら返還義務がなくなるという、保育士に特化した奨学金もあります。そういった情報が高校の段階で認知されていないし、進路指導の先生も「保育士は、3K（きつい、汚い、危険）であまりよろしくない職業選択である」というイメージが凝り固まっているところもありますので、是非、養成校の前の市内の高校に奨学金のことや現在の処遇が良くなっているということを周知していただき、高校生が大学等で保育士になるための勉強をしたいと思ってもらえるように推進してほしいと望んでおります。

事務局

確かに、中高生のときから何らかの働きかけは必要であり、保育士の役割の重要性や保育士への補助や支援についてPRしていかなければならないと考えております。

県内のとある市では、中高生と養成校の方と保育所などの施設の方との交流事業を実施されています。そのような、他市で実施されている取組なども確認しながらできる限りのことは行っていきたいと思っております。就職フェアでも、毎年数名の高校生が来ておりますので、そこにも働きかけてまいります。

センターの設置の際には、市報にも掲載することで広くPRしたいと考えており、養成校の皆様にも周知の協力をお願いしたり、保育所などの方の知恵も拝借しながら、良いイメージを広めるよう取り組んでいきたいと思っております。

会長

1ページの「未来の学び研究事業」で、選定された5校の児童生徒については、家庭学習としてタブレットを持ち帰るということも含めて検討されているのかについて教えていただきたいです。

まずは、授業の中で教材を活用されるということになると思われるのですが、今後の方向性で、家庭の中でタブレットの活用なども検討していかなければいけないと思います。とりあえず、令和3年度に関してはどのように考えているのかについて教えていただければと思います。

事務局

このリーディングプロジェクトとは関係なく、学校において4月以降のいずれかの時期にはパソコンを家庭に持ち帰って学習してもらおうと考えております。それとは別に、このリーディングプロジェクトの中で、まだ5校は選定できておりませんが、4月以降に学校の方へ周知し、学校から手が挙がってきたところについては、それぞれのアイデアを見させていただく中で選定してまいります。その中で、持ち帰り学習みたいな案も出てくれば採用される可能性もあるということでご理解いただければと思います。

会長

2ページの「療養児等学習支援事業」で、実際にこういった形で展開していくときに、人数はどのくらいの利用があると想定されているのか、また、これまでも病院に入院している児童生徒たちにフォローをされてきたと思うのですが、例年何人くらいおられるのかについて教えていただければと思います。

事務局

病気・療養されている方で、一つは、院内学級があり、最近までは2人居たようですが、現在は1人が学校に戻っており、1人のみ学籍中という状況でございます。

事業の予定としまして、タブレットスタンド10台分程度の事業費を用意しております。ただし、対象者がどれくらい居るのか分からない中での実施になりますので、もし、10台で足りないということがある場合については、このタブレットスタンドは自宅から操作ができるもので、子どもの操作によって動くようになっており、この動くタブレットスタンドは10台分しか用意できないのですが、パソコンがあれば向きが固定にはなりますが、Zoomなどを使って授業を受けたりすることができますので、数が足りないときはそういった対応をしていかなければなら

ないと考えております。

会長

4ページの「幼稚園教育振興事業」について、資料説明のときに4歳児が定員に満たないという話がありましたが、その中で、こういったことの検討は令和3年度でどこまで進めるのか、例えば、幼稚園の募集時期を考えたときに、8月くらいには何か決まっていなければ、9月に募集ができないということもあると思いますし、1年くらいかけて検討していくということも含めて考えておられるということあると思います。また、隣の伊丹市では幼児教育センターが設置されるなどして幼児教育の振興に取り組まれておりますが、公立幼稚園のあり方の中で、教育振興として、センターのような機能を考えていく予定はあるのかどうかということをお教えいただければと思います。

事務局

検討会の設置時期につきましては、5月くらいを目安に考えております。検討会で議論していただいた内容も含めて令和4年度以降の予算の中で反映できるものと、もっと長期的にかかるものなど色々あると思いますが、この資料に記載させていただいているとおり、例えば、特別支援教育の充実や幼保連携の観点からの機能整理など、いまの市立幼稚園をどのような形で再配置していくのかということもあります。議会の中でもあったのですが、市立幼稚園を待機児童対策に資するような形で保育資源として活用できないかということで、例えば、待機児童を市立幼稚園で受け入れるような幼稚園型Ⅱという国の事業もありますし、小規模保育事業との連携等、色々な可能性があると思うのですが、そういった可能性も含めて、あり方の検討会に色々な委員の方に参画していただいて議論する中で、令和4年度以降に反映できるものを検討していきたいと考えております。

2 保育施設等の認可に伴う利用定員の設定について

●資料2、3、4、5、6－1～10に基づき、事務局から説明

会長

資料5を見ますと、待機児童対策でどんどん保育施設が増えてきており、特に、小規模保育事業所の数年間の増加が多いと思うのですが、フォローアップ体制はどのようになっているのでしょうか。

事務局

待機児童の中で保育需要が高いのは、0～2歳児になりますので、それに対応するため小規模保育事業所を募集させていただいているところでございますが、いわゆる「3歳の壁問題」などもありますことから、増加数は減らしていております。本市としては、保育士不足の問題が大きいことから、保育士確保を大前提としたうえで、既存の保育施設の皆様にもご協力いただき、定員の弾力化に力を入れていかなければならないと考えているところです。

保育士確保をしたうえで、定員を増やすことと、新設する保育所においては小規模保育事業所の連携施設もお願いするという条件で募集しているところで、今回、新設する保育所は3か所となっております。予定ではございますが、令和4年4月に向けて園田地区に2か所の保育施設を設置することが決まっております。小規模保育事業所については来年度向けの予算で3か所の設置となっておりますので、小規模だけではなく、全体で待機児童対策を行っているという方向に切り替えていております。保育士の確保が最も大事ですので、こちらの取組に力を入れていきたいと思っております。

会長

2点考えておかないといけないと思うのが、企業が小規模保育事業所を運営していることが多いので、既に運営実績があるところは運営が安定していると思うのですが、新規で運営を始めたようなところは、まだ保育のことを分かっていないということがあるのではないかなと思うので、

その場合、適切にフォローしていきながら、より良い保育にしていこうということが必要なのかなと思います。

もう1点は、3歳になったときに、無事に保育施設に入所できるのかどうかということで、小規模保育事業所ばかり増えていって、3歳から入るところが無いということがあつては困りますので、その点について考えていかないといけないと思いました。

事務局

小規模保育事業所について、今回は5か所を選定しておりますが、応募はその倍以上ありました。その中で、具体的な保育計画の内容であったり、保育経験豊かな管理者による運営の方向性であったり、そういったことがキッチリされているのかについて、学識経験者を含めた委員会で選定させていただいております。また、新しく新設される小規模保育施設については、質の向上を進めていただかなければいけませんので、市役所の職員（保育所長OB）が巡回支援という形で、開設当初は月に一度訪問させていただいており、保育計画の内容や安全確認の対応、職員の対応などを、指導というよりは支援という形で巡回させていただいております。

3歳の壁の問題については、利用調整が完全に終わっているわけではないのですが、保育所であったり、中には幼稚園に行かれる方もおりますので、そのあたりの対応ができているということは確認しております。しかし、絶対数的に受け入れる枠を増やしていくためには、やはり保育士がいなければいけないと思っておりますので、保育士確保に力を入れて取り組んでいきたいと思っております。

委員

線路の高架下に保育所ができるという話を聞いたのですが、それは本当ですか。

事務局

阪急園田駅の方の保育施設で、実際に工事の完了検査も受けており、高架はかなり高さがあるので採光については全く問題ありません。振動も無いように設計されており、騒音についても全く聞こえないということを確認しております。

委員

最近の保育の研究で言われていることは、「泣いている子どもがいるのに逃げる場所が無い」、「保育室が落ち着けない」ということが問題となってきております。現場で泣いた子どもがいたときに、本当に落ち着ける保育ができるかというところの視点も是非、考えてもらいたいと思います。

委員

現存の保育施設の前に高層マンションが建っているということで陳情が出たりするのですが、そういうことも含めて、保育の環境をどのように守っていけるのかということ、子育てにやさしいまち尼崎ということでいてほしいので、そのあたりをどうやって守ってくれるのかということとは法人保育園会でも関心が高いところで、問題意識を持っているところでございます。

待機児童の解消ということも大切ですし、預け先を作らないといけないということも大切ですが、やはり保育環境を、以前は保育施設を設置するとなれば、「この環境でいいのか」ということで、大切に見られていたのですが、だんだん緩くなってきているのではないかと感じているところです。

3 その他

- 今後の予定等について事務局から説明

会長

これをもちまして、第2回尼崎市子ども・子育て全体会を終了させていただきます。

閉会

以 上

会 議 録 署 名 者

委 員

委 員